

出雲市イクボス宣言企業登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「イクボス宣言」を行った企業、団体（以下「企業等」という。）を市が登録し、その取組を広く公表することにより、企業等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領において、企業等とは、市内に本社または事業所があり、市内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有しているものを対象とする。

(登録要件)

第3条 登録できる企業等は、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業等の代表者、管理職等がイクボス宣言（様式第1号）を行っていること。
- (2) 申込書に記載の内容、イクボス宣言文及び具体的な取組内容などイクボス宣言にかかる情報を公表することに同意すること。
- (3) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と関係を有しないこと。
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を行っていないこと。

(登録申込)

第4条 登録しようとする企業等は、登録申込書（様式第2号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(登録)

第5条 市長は、登録申込があった場合、その内容が登録要件を満たすと認められるときは、「出雲市イクボス宣言登録企業（以下「登録企業」という。）」として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された登録企業に対し、「出雲市イクボス宣言企業」登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 登録企業は、登録証を公衆の見えやすい場所に掲示するものとする。

(登録期間)

第6条 登録は、登録された年度を1年度とし、3年度までとする。

(イクボス宣言登録企業ロゴマーク)

第7条 市長は、第5条の登録を受けた企業等に対し、「出雲市イクボス宣言登録企業ロゴマーク（以下「登録企業ロゴマーク」という。）」を交付する。

2 登録企業ロゴマークの取扱いについては、別に定める「出雲市イクボス宣言登録企業ロゴマーク使用要領」によるものとする。

(登録の変更)

第8条 登録企業は、申込内容に変更があった場合は、速やかに登録変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録企業は、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届出書（様式第5号）を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第10条 登録の継続を希望する登録企業は、市の指定する期日までに、登録更新申込書（様式第6号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第11条 市長は、登録企業が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録企業として適当でないと市長が認めたとき。

(登録企業の広報)

第12条 市長は、市ホームページ等の広報媒体を利用し、市民に登録企業の名称や取組を広報するものとする。ただし、市長は、登録企業について市による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められるときは、ホームページ等における登録企業の広報を休止することとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月11日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する登録企業としての登録期間は、この規定にかかわらず、登録期間終了までその効力を有する。
- 3 市は、第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画の計画期間を経過した場合において、この要領の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この要領の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月3日から施行する。